106 通所介護費・609 地域密着型通所介護

点検項目	点検事項	点検結果		
通常規模型事業所	前年度１月当たり平均延べ利用者数	□	750人以下	※規模区分の特例あり
大規模事業所Ⅰ	前年度１月当たり平均延べ利用者数	□	750人超～900人以下	
大規模事業所Ⅱ	前年度１月当たり平均延べ利用者数	□	900人超	
定員超過減算		□	該当	
人員基準減算		□	該当	
２～３時間の通所介護を行う場合	利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者	□	該当	
８～９時間の前後に行う日常生活上の世話	８時間以上９時間未満のサービス提供	□	実施	
	９時間以上10時間未満	□	50単位	
	10時間以上11時間未満	□	100単位	
	11時間以上12時間未満	□	150単位	
	12時間以上13時間未満	□	200単位	
	13時間以上14時間未満	□	250単位	
３％加算	感染症又は災害の発生を理由として、当該月の延べ利用者数の実績が前年度における月平均又は前年同月の延べ利用者数よりも５％以上減少	□	所定単位数の３％を加算	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域へ通常の実施地域を越えてサービス提供	□	該当	
同一建物減算	事業所と同一建物に居住又は同一建物から通所	□	該当	
送迎減算	事業所の従業者が送迎を行わない場合	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
共生型通所介護	共生型居宅サービスの事業を行う指定生活介護事業者が当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合	□	所定単位数の100分の93	
	共生型居宅サービスの事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定自立訓練（生活訓練）事業者が当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合	□	所定単位数の100分の95	
	共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合	□	所定単位数の100分の90	
	共生型居宅サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者が当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合	□	所定単位数の100分の90	
生活相談員配置等加算	共生型通所介護	□	実施	
	生活相談員の配置	□	１以上	
	地域に貢献する活動	□	実施	
入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備	□	該当	
	通所介護計画上の位置づけ	□	あり	
	入浴介助の実施	□	実施	
入浴介助加算（Ⅱ）	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備	□	該当	
	医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価し、居宅の浴室が利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しいと認められる場合には、訪問した医師等が介護支援専門員若しくは福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う	□	実施	医師等 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他職種の者
	機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、利用者の心身の状況、居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成	□	実施	機能訓練指導員等 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者
	入浴計画に基づき、個浴その他利用者の居宅の状況に近い環境での入浴介助	□	実施	

点検項目	点検事項	点検結果		
中重度者ケア体制加算	看護職員又は介護職員を人員基準に加えて常勤換算で２名以上配置	□	配置	
	前年度又は前３月の利用者総数のうち要介護３～５の割合が３割以上	□	該当	
	サービス提供時間帯を通じて専従する看護職員を１名以上配置	□	配置	
	社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムの作成	□	実施	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等（作業療法士、言語聴覚士又は医師）の助言に基づき、通所介護事業所の機能訓練指導員等と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成	□	実施	※利用者の状況は、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整した上で、ＩＣＴを活用した動画やテレビ電話の把握でも可。
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を提供している	□	実施	
	機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況を３月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、必要に応じて訓練内容の見直しを行う	□	実施	※利用者等に対する説明は利用者等の同意を得たうえでテレビ電話装置等の活用可。
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が通所介護事業所を訪問し、通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況の評価及び個別機能訓練計画を作成	□	実施	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を提供している	□	実施	
	機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、理学療法士等が通所介護事業所を３月ごとに１回以上訪問し、個別機能訓練計画の進捗状況を評価したうえ、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、必要に応じて訓練内容の見直しを行う	□	実施	

点検項目	点検事項	点検結果		
生活機能向上グループ活動加算 （介護予防相当のみ）	生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他職種の者が共同して、生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画を作成	□	該当	
	生活機能向上グループ活動サービスを１週につき１回以上	□	実施	
個別機能訓練加算 （Ⅰ）イ	専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員（理学療法士等）を１名以上配置	□	配置	
	計画作成時及びその後３月ごとに１回以上利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認するとともに、利用者又はその家族に対して計画の進捗状況等を説明	□	実施	生活機能チェックシート（参考様式） ※利用者等に対する説明は利用者等の同意を得たうえでテレビ電話装置等の活用可。
	機能訓練指導員その他の職種が共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成	□	実施	個別機能訓練計画書（参考様式）
	計画に基づく機能訓練を機能訓練指導員が直接実施	□	実施	
	定員、人員基準に適合	□	あり	
個別機能訓練加算 （Ⅰ）ロ	個別機能訓練加算（Ⅰ）イの規定により配置された機能訓練指導員に加え、サービス提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員（理学療法士等）を１名以上配置	□	配置	
	計画作成時及びその後３月ごとに１回以上利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認するとともに、利用者又はその家族に対して計画の進捗状況等を説明	□	実施	生活機能チェックシート（参考様式） ※利用者等に対する説明は利用者等の同意を得たうえでテレビ電話装置等の活用可。
	機能訓練指導員その他の職種が共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成	□	実施	個別機能訓練計画書（参考様式）
	計画に基づく機能訓練を機能訓練指導員が直接実施	□	実施	
	定員、人員基準に適合	□	あり	
個別機能訓練加算 （Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又は（Ⅰ）ロに掲げる基準に適合	□	実施	
	利用者ごとの個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	□	実施	

点検項目	点検事項	点検結果		
運動器機能向上加算 （介護予防相当のみ）	専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員（理学療法士等）を１名以上配置	□	配置	
	利用者の運動器の機能を利用開始時に把握	□	実施	
	理学療法士等が共同しておおむね３月程度の運動器機能向上計画を作成	□	あり	運動器機能向上計画
	効果、リスク、緊急時の対応と併せて利用者に計画を説明し同意を得る	□	実施	
	運動器機能向上計画に従い機能訓練指導員、介護職員その他職種の者が運動器機能向上サービスを行っている	□	あり	
	短期目標に応じたモニタリングの実施	□	概ね１月ごと	
	長期目標に応じたモニタリングの実施	□	概ね３月ごと	
	利用者の運動器の機能を定期的に記録	□	あり	
	計画実施期間終了後、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について介護予防支援事業者に報告	□	あり	
	定員、人員基準に適合	□	あり	
ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）	（１）評価対象者（事業所の利用期間が６月を超える者）の総数が１０名以上	□	該当	
	（２）評価対象者全員について、評価対象利用開始月と当該月の翌月から起算して６月目（６月目にサービス利用がない場合はサービスの利用のあった最終月）においてＡＤＬ値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出	□	実施	ＡＤＬ利得 評価対象利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定したＡＤＬ値から評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値）
	（３）評価対象者のＡＤＬ利得の平均値が１以上	□	該当	
ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ）	ＡＤＬ維持加算（Ⅰ）の（１）～（２）に適合	□	該当	
	評価対象者のＡＤＬ利得の平均値が２以上	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
ＡＤＬ維持等加算（Ⅲ） ※令和5年3月末まで経過措置	（１）利用者（連続して６月以上利用し、かつ、その利用期間において５時間以上の通所介護費の算定回数が５時間未満の通所介護費の算定を上回る者に限る）の総数が２０名以上	□	該当	
	（２）利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月において要介護度が３、４、５である利用者が１５％以上	□	該当	
	（３）利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回の要介護・要支援認定があった月から起算して１２月以内であった者が１５％以下	□	該当	
	（４）利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して６月目において、機能訓練指導員がＡＤＬを評価し、ＡＤＬを測定し、測定した日が属する月ごとに測定が提出されている者が９０％以上	□	該当	
	（５）ＡＤＬ利得が多い順に、提出者の総数の上位８５％の利用者について、ＡＤＬ利得が０より大きい利用者を１、０の利用者を０、０未満の利用者を－１として合計した値が０以上	□	該当	
認知症加算	看護職員又は介護職員を人員基準に加えて常勤換算で２名以上配置	□	配置	
	利用者総数のうち介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ以上）の割合が２割以上	□	該当	
	サービス提供時間帯を通じて専従する認知症介護に係る研修を修了した者を１名以上配置	□	配置	認知症介護指導者研修・認知症介護実践リーダー研修・認知症介護実践者研修・認知症看護に係る適切な研修
	認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムの作成	□	実施	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	□	該当	
	担当者中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供	□	実施	
	認知症加算を算定していない	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
栄養アセスメント加算	事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置	□	配置	他の介護事業所、医療機関、栄養ケア・ステーション
	管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者が共同して３月に１回以上栄養アセスメントを実施し、利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応	□	実施	※利用者の体重については、1月毎に測定
	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	□	実施	
	定員、人員基準に適合	□	あり	
栄養改善加算	事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置	□	配置	他の介護事業所、医療機関、栄養ケア・ステーション
	低栄養状態又はそのおそれがあり、栄養改善サービス提供が必要と認められる者	□	該当	
	利用開始時に利用者ごとの栄養状態を把握し、管理栄養士等が共同して栄養ケア計画の作成	□	実施	栄養ケア計画書 （参考様式）
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	□	あり	
	計画に従い、必要に応じて利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録	□	あり	栄養ケア提供経過記録 （参考様式）
	栄養ケア計画の評価、介護支援専門員等に対する情報提供	□	３月ごとに実施	栄養スクリーニング・アセスメントモニタリング（参考様式）
	定員、人員基準に適合	□	あり	
	月の算定回数	□	２回以下	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	利用開始時及び利用中６月毎に口腔の健康状態及び栄養状態について確認	□	実施	口腔・栄養スクリーニング様式（参考様式）
	当該利用者の口腔の健康状態及び栄養状態に係る情報を介護支援専門員に提供	□	実施	
	定員、人員基準に適合	□	あり	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	利用開始時及び利用中６月毎に口腔の健康状態又は栄養状態について確認	□	実施	口腔・栄養スクリーニング様式（参考様式）
	当該利用者の口腔の健康状態又は栄養状態に係る情報を介護支援専門員に提供	□	実施	
	定員、人員基準に適合	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
口腔機能向上加算（Ⅰ）	（１）言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置	□	配置	
	（２）口腔機能が低下している又はそのおそれがあり、口腔機能向上サービス提供が必要と認められる者	□	該当	
	（３）利用開始時に利用者ごとの口腔機能を把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成	□	実施	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画（参考様式）
	（４）利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	□	あり	
	（５）計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	□	あり	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画（参考様式）
	（６）利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価、介護支援専門員等への情報提供	□	３月ごとに実施	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画（参考様式）
	（７）定員、人員基準に適合	□	あり	
	（８）月の算定回数	□	２回以下	
口腔機能向上加算（Ⅱ）	口腔機能向上加算（Ⅰ）の（１）～（８）に適合	□	該当	
	利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	□	実施	
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）のうち、２種類を実施	□	該当	事業所として週一回以上実施
（介護予防相当のみ）	選択的サービスのうち、いずれかを１月につき２回以上実施	□	該当	
選択的サービス複数実施加算Ⅱ	選択的サービスのうち、３種類を実施	□	該当	事業所として週一回以上実施
（介護予防相当のみ）	選択的サービスのうち、いずれかを１月につき２回以上実施	□	該当	
事業所評価加算	定員、人員基準に適合	□	あり	
（介護予防相当のみ）	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを実施	□	実施	
	前年の１月から12月まで（評価期間）の利用実人員が10名以上	□	満たす	

点検項目	点検事項	点検結果		
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出	□	実施	
	必要に応じて通所介護計画を見直す等、サービスの提供に当たって、厚生労働省に提出した情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用	□	実施	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	以下の①、②のいずれかに該当			
	①介護職員のうち介護福祉士の占める割合	□	７割以上	
	②介護職員のうち勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合	□	２．５割以上	
	定員、人員基準に適合	□	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員のうち介護福祉士の占める割合	□	５割以上	
	定員、人員基準に適合	□	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	以下の①、②のいずれかに該当			
	①介護職員のうち介護福祉士の占める割合	□	４割以上	
	②直接処遇職員のうち勤続年数７年以上の職員の占める割合	□	３割以上	
	定員、人員基準に適合	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	2　改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7　次の(一)、(二)、（三）のいずれにも適合	□		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	(三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	8　処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	2　改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7　次の(一)、(二)のいずれにも適合	□		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	8　処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	１　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	２　改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	３　賃金改善の実施	□	あり	
	４　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	６　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	７次の(一)、(二)のいずれかに適合	□		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	８　処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	（１）賃金改善について次に掲げる（一）～（四）いずれにも適合	□		
	（一）「経験・技能のある介護職員」のうち１人は賃金改善の見込額が月額８万円以上または改善後の見込額が年額４４０万円以上	□	該当	
	（二）「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「他の介護職員」の見込額の平均と比較し高いこと	□	該当	
	（三）「他の介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「その他の職種」の見込額の平均の２倍以上	□	該当	
	（四）「その他の職種」の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らないこと	□	該当	
	（２）改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	（３）賃金改善の実施	□	あり	
	（４）処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	（５）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	（６）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定	□	該当	
	（７）処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
	（８）処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	□	あり	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	（１）賃金改善について次に掲げる（一）～（四）いずれにも適合	□		
	（一）「経験・技能のある介護職員」のうち１人は賃金改善の見込額が月額８万円以上または改善後の見込額が年額４４０万円以上	□	該当	
	（二）「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「他の介護職員」の見込額の平均と比較し高いこと	□	該当	
	（三）「他の介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「その他職種」の見込額の平均の２倍以上	□	該当	
	（四）「その他職種」の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らないこと	□	該当	
	（２）改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	（３）賃金改善の実施	□	あり	
	（４）処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	（５）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定	□	該当	
	（６）処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
	（７）処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等ベースアップ等支援加算	（１）介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込み額の３分の２以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	□	該当	
	（２）改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	
	（３）賃金改善の実施	□	あり	
	（４）処遇改善に関する実績の報告	□	あり	
	（５）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定	□	該当	
	（６）処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	該当	